

議第72号 呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」といいます。）等の一部改正に伴う所要の規定の整備等をするとともに、国家公務員に準じて、育児休業の取得要件の緩和等を行います。

2 法改正の趣旨及びその内容

(1) 法改正の趣旨は、次のとおりです。

育児等を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にする。

(2) 法改正の内容は、次のとおりです。

ア 育児休業の取得回数制限の緩和

(ア) 育児休業を原則2回（現行：原則1回）まで取得可能とする。

(イ) (ア)の育児休業とは別に、子の出生の日から条例で定める期間（本市においては57日間）内に育児休業を2回（現行：原則1回）まで取得可能とする。

イ 任期を定めて採用された職員が任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしており、当該任期の更新等がされた場合において、引き続いて育児休業をするときには、再度の育児休業としての取得回数としてはカウントしないこととする。

3 条例改正の内容

(1) 2(2)アの育児休業の取得回数制限の緩和に係る所要の規定の整備（第1条の規定中第3条及び第11条の改正）

(2) 育児休業の取得要件の緩和等（第1条の規定中第2条、第2条の3及び第2条の4の改正）

国家公務員に準じて、特定短時間勤務職員（短時間勤務である再任用職員、任期付職員及び会計年度任用職員をいいます。以下同じ。）の育児休業の取得要件の緩和や取得の柔軟化を行います。

ア 特定短時間勤務職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない」という要件について、子の出生後57日以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して57日と6月を経過する日まで」に緩和します。

イ 特定短時間勤務職員の子が1歳6か月から2歳に達する日までの間で育児休業をする場合について、配偶者と交代での育児休業を可能とするなどの柔軟化をします。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴う所要の規定の整理（第2条の規定）

4 施行期日

- (1) 第 1 条及び付則第 2 項の規定（法の一部改正に伴う所要の規定の整備等）
令和 4 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 2 条の規定（地方公務員法の一部改正に伴う所要の規定の整理）
令和 5 年 4 月 1 日